

本約款の適用

第一条

- 当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。
- 当ホテルは、前行の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

宿泊引き受けの拒絶

第二条

当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- 満室(員)により客室に余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若くは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

氏名等の名告

第三条

当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者の、住所、氏名、性別、国籍、および職業。
- その他、当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

第四条

- 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする

予約金の支払いを求めることがあります。

- 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するとき、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第五条

当 ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバ ー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日 10 日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした日)における宿泊予約人の 10%にあたる人数(端数が出た場合には、切り上げる)についてはこの限りではありません。

違約金の申し受け規定

(1) 一般客

- 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊 1 人につき、その宿泊第 1 日目の宿泊料金の 20%
- 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者 1 人につき、その宿泊第 1 日目の宿泊料金の 80%

(2) 団体客

- 宿泊日の 9 日前の日から宿泊日の 2 日前の日までに解除した場合の宿泊者 1 人につき、その宿泊第 1 日目の宿泊料金の 10%宿泊日の前日に解除した場合
- 宿泊者 1 人につき、その宿泊第 1 日目の宿泊料金の 20%
- 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者 1 人につき、その宿泊第 1 日目の宿泊料金の 80%
- 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後 8 時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻のを 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第 1 項の違約金は頂きません。

第六条

- 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

1. 第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することとなった時。
2. 第 3 条第 1 号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
3. 第 4 条第 1 号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

- 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第七条

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- 第3条第1号の事項
- 外国人に会っては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- 出発日および時刻
- その他、当ホテルが必要と認めた事項

チェックアウトタイム

第八条

- 宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前 11 時とします。
- 当ホテルは、前行の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

追加料金

- 1 時間あたり¥1,050
- 午後 3 時すぎ・・・1 泊室料金の全額

料金の支払い

第九条

- 料金の支払いは、原則として現金及びクレジットカードといたします。但し、当ホテルが認めたものに関してはこの限りではありません。
- 宿泊者が客室の使用を開始した後任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則

第十条

- 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規定に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第十一条

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第2条第3号から7号までに該当することになったとき。
- 前条の利用規定に従わないとき。

宿泊の責任

第十二条

- 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入ったときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
- 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供が出来なくなった時は、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。その場合には、客室の提供が継続出来なくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

宿泊契約締結の拒否

第十三条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- 宿泊使用とする者が、「暴力団員による不当な行為の奉仕に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

当ホテルの契約解除権

第十四条

当ホテルは、宿泊者が次に掲げる場合において、宿泊契約を解除するものとします。

- 暴力団等であるとき。
- 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- 法人でその役員のうちに暴力団等の構成員に該当する者であるとき。
- 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

御利用の規定

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、宿泊約款第 10 条にもとづいて、下記の規則をお守りいただくようお願い申し上げます。お守

りいただけない場合は、ご宿泊の継続および館内施設のご利用をお断りさせていただくと同時に、発生した事故等については、当ホテルは、責任を負いかねます のでご了承ください。

- お部屋に入られましたら、非常口をお確かめください。
- チェックアウト時間 11:00am を過ぎての、客室ご利用の時は、所定の料金を申し受けます。

1 時間あたり¥1,050

3:00pm 以降は、一泊料金

- ホテルの部屋料金は、前会計でチェックイン時に、お支払いいただきます、その際、代金を御支払頂けない場合は御宿泊を御断りする場合も御座います。

- 宿泊日数、又は宿泊人数を変更される場合は、前もってフロントにご連絡ください。
- お部屋からお出かけになるときは、必ずルームキーをお持ちください。自動ロックになっております。ホテルより外出の際は必ずルームキーをフロントに御預け下さいませ。ルームキーはチェックアウトの際、フロントにご返却ください。
- 電話料は、ご出発の際ご清算ください。ご出発前でもホテルから請求があった場合、ご清算をお願いいたします。尚、客室よりの通話料には、施設利用料を加算させていただきます。ご了承ください。
- 下記の場所でのお預かり品の保管は、特にご指示がない限りご出立後、1週間までとさせていただきます。1週間を過ぎたものについては、不要の物として当ホテルで処理させていただきます。その場合は、一切の責任を負いかねます。
 - a.お預かりの洗濯物。
 - b.フロントでのお預かり物。
- ホテル内での忘れ物については、保管期間を1ヶ月とし、過ぎたものについては、関係法令に基づき管轄の警察署へ移管いたします。
- 貴重品はフロントにお預けください。ただしお預かりする貴重品は、所定の貴重品袋に収納できる大きさのものに限らせていただきます。尚、美術品・骨董品・テープ・ディスク・フィルム等の再生不可能なものは、お断りいたします。

固くお断りする事項

- ベットの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙。
- ホテル内の暖房用・炊事用等の火器及びアイロン等のご使用。
- 客室及び館内の宿泊者向け施設は御宿泊者以外の外来者の無断での御利用を固くお断り致します。
- ホテル内に下記の商品等のお持込み。
 - 1.動物・鳥類その他ペット類全般。(盲導犬除)
 - 2.悪臭を発したり不潔な物。
 - 3.著しく多量な物品。
 - 4.発火又は引火しやすい火薬類、油類、危険性のある物品

5.法令により所持が許可されていない鉄砲、刀剣類、および品物。

6.その他、ほかの宿泊客の安全性を脅かす物件と認められる物。

- 睡眠薬その他薬物のご使用により、他のお客様及びホテルに迷惑がかかるような行為。
- ホテル内での他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、喧騒な行為。
- ホテル内で賭博、及び風紀を乱すような行為。
- 外来者を客室内に入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させること。
- ホテル内の諸設備、諸物品を本来の目的以外の用途にご使用されたり、他の場所に移動あるいは異物を取り付ける等、現状を変更するような行為。
- 浴衣・スリッパなどで客室以外の場所にお出かけになること。
- 館内の宿泊及び営業施設以外の場所に許可内に立ち入ったり、立ち入りを強要なさらないでください。
- 他のお客様に不快感を与えたり、迷惑をお掛けするような疾病をお持ちの方のご宿泊はお断りさせていただくこともあります。
- ホテル内で許可なく広告物等の配布・掲示又は物品の展示・販売すること。
- ホテル外からの飲食物の出前、又はそれに類する行為。
- 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品の放置。(長時間に及ぶものは、場合により保管及び中身を調べさせて頂くと同時に、遺失物扱いとさせていただきます)
- 不可抗力以外の事由により建造物・備品その他の物品の損傷・紛失あるいは汚損などをすること。(被害相当額を弁償していただきます。)
- ホテルの外観を損なうような品物を窓にお掛けになったり、窓から投下すること。
- 館内及び敷地内でお客様に迷惑をかけるような写真撮影は、固くお断りいたします。

※上記諸事項については、ホテルからの静止勧告にもかかわらずお守りいただけない場合は、ホテル内よりの退去又は宿泊の継続をお断りいたします。